

議案第 4 4 号

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 5 月 1 5 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区国民健康保険条例の一部を改正する条例

東京都板橋区国民健康保険条例（昭和 3 4 年板橋区条例第 2 2 号）の  
一部を次のように改正する。

付則に次の 3 条を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金）

第 8 条 給与等（所得税法第 2 8 条第 1 項に規定する給与等をいい、賞  
与（健康保険法第 3 条第 6 項に規定する賞与をいう。）を除く。以下  
同じ。）の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服するこ  
とができないとき（新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ  
等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定  
する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染したとき  
又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる  
ときに限る。）は、その労務に服することができなくなつた日から起  
算して 3 日を経過した日から労務に服することができない期間のうち  
労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1 日につき、傷病手当金の支給を始める日の属  
する月以前の直近の継続した 3 月間の給与等の収入の額の合計額を就  
労日数で除した金額（その金額に、5 円未満の端数があるときは、こ  
れを切り捨て、5 円以上 1 0 円未満の端数があるときは、これを 1 0  
円に切り上げるものとする。）の 3 分の 2 に相当する金額（その金額  
に、5 0 銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、5 0 銭以上 1  
円未満の端数があるときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）  
とする。ただし、健康保険法第 4 0 条第 1 項に規定する標準報酬月額

等級の最高等級の標準報酬月額 $\frac{1}{30}$ に相当する金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の $\frac{2}{3}$ に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第9条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第10条 前条に規定する者が、その受けすることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定により区が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。

#### 付 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都板橋区国民健康保険条例付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年

1月1日から板橋区規則で定める日までの間に属する場合について適用する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について規定する必要がある。